

**募集 伊賀市外国人住民協議会
委員募集**

外国人住民と日本人住民が相互理解を深め、協働による共生社会をつくるために、多文化共生施策の検討をしていただく委員を募集します。

- 【応募資格】** ※すべてに該当する人
①満20歳以上70歳未満の人
※市議会議員・市職員は除く。
②市内在住で、通算1年以上住民登録または外国人登録をしている人
③日本語を理解できる人
※委員を連続2期された人は、応募できません。

- 【募集人数】** 15人以内
【委員の任期】 委嘱の日から2年
【報酬】 6,000円/日
【開催回数】 年3回程度
※原則日曜日、2時間程度を予定

【応募方法】
市民生活課・各支所住民福祉課に設置の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。
※応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

- 【応募期限】**
4月28日(木) 午後5時必着
【応募先・問い合わせ】
〒518-8501
伊賀市上野丸之内116番地
人権生活環境部市民生活課
☎22-9702 FAX22-9641
✉shimin@city.iga.lg.jp

募集 本庁舎の宿直業務員募集

- 【応募資格】** 昭和16年4月1日以降に生まれた人
※学生を除く。
【募集人数】 2人
【嘱託期間】 5月1日(日)～平成24年3月31日(出)
【報酬】 10,500円/日
【勤務回数】 8～10日程度/月
【応募期限】 4月11日(月)午後5時
【応募方法】
履歴書を持参してください。
【応募先・問い合わせ】 管財課
☎22-9610 FAX24-2440

募集 離乳食教室

- 【とき】** 4月26日(火)
午後1時30分～3時30分
【ところ】 いがまち保健福祉センター
【内容】 講話「離乳食1～2回食を中心に」、離乳食の調理と試食、栄養相談
※調理実習の際、先着5人まで託児があります。(電話予約制)
【定員】 20人 ※先着順
【持ち物】
母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角巾・手ふきタオル
【受付開始日】
4月13日(水) ※電話予約制
【申込先・問い合わせ】
伊賀支所住民福祉課
☎45-1015 FAX45-1055

**お知らせ 重度障がい児(者)
タクシー等利用料金・
自動車等燃料費助成**

重度の障がいのある人に、社会参加や医療機関への通院などのための交通費を助成します。タクシー券、自動車燃料券、原動機付自転車燃料券のいずれかを選択してください。

- 【対象者】**
※次のいずれかに該当する手帳をお持ちの人
○身体障害者手帳1級・2級
○療育手帳A1・A2
○精神障害者保健福祉手帳1級

- 【助成額】**
○タクシー券・自動車燃料券
年間7,200円
(1月当たり600円)
○原動機付自転車燃料券
年間3,600円
(1月当たり300円)
※ただし、年度の途中に手帳が新たに交付された場合は、交付日以降の分となります。

【申請方法】
障がい者手帳・印鑑(自動車燃料券・原動機付自転車燃料券の場合は免許証・車検証または車両番号のわかるもの)を持参の上、申請してください。

- 【申請先・問い合わせ】**
障がい福祉課
☎22-9656 FAX22-9662
各支所住民福祉課

**聴診器
市民病院だより**

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種の一時見合わせ

小児科 川口 寛



今回の聴診器は本来2月から始まったヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン接種への公費助成について広報し、接種を勧める内容の予定でした。ところが、3月になって5人の乳幼児がヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンを含むワクチン同時接種後に死亡したことが報告され、3月4日、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種の一時見合わせが行われました。

5人の内訳は6カ月未満2人、6カ月以上1才未満1人、1才代1人、2才代1人でした。ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・DPTワクチンの同時接種が2人、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの同時接種が1人、小児用肺炎球菌ワクチン・DPTワクチンの同時接種が1人、ヒブワクチン・BCGの同時接種が1人です。そのうち3人は心臓に持病があり、接種翌日から3日後に死亡しています。

厚生労働省の検討会では、「ワクチン接種と死

亡との因果関係は、肯定も否定もできない」との意見が大勢で接種の見合わせが継続しています。(3月11日現在) ワクチンそのものに問題がある可能性は低いですが、それらのワクチンを同時に接種することの影響については評価が難しいのが現状です。また持病のある乳幼児に接種することで死亡した可能性も否定できません。またワクチン接種が近い時期に行われていただけの可能性もあります。

ともかく細菌性髄膜炎の予防にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種が有効であることは確かですし、多くの関係者の努力でやっと接種可能となったワクチンですので、できるだけ早く安心できる接種方法などの指針が示され、ワクチン接種が再開されることが望まれます。

最後になりましたが、お亡くなりになったお子さんたちのご冥福をお祈りいたします。



＊「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています。希望される場合はお問い合わせください。

平成 23 年度 農作業賃金基準 決定

基準額は、ほ場整備田とし未整備田およびほ場の条件・使用農機具・作業の難易度などにより、双方で協議・調整してください。
※いずれも飲食などのまかない料は含みません。

■平成 23 年度 伊賀市農作業賃金基準一覧表 (税抜き)

種 目	単 位	協定基準額	備 考	
一般作業	1 日	8,000 円	労働時間は 8 時間を基準とする。	
耕 起 耕耘等	耕 起	10a	8,500 円	機械持ち賃金 (以下同じ)
	くれ返し	10a	6,000 円	
	代かき	10a	5,500 円	
畦ぬり機によるあぜぬり	1 m	80 円		
育 苗	1 箱	700 円		
苗運搬	1 箱	80 円		
田 植	10a	9,500 円	苗代含まず。側条施肥機使用の場合 1,500 円増し。	
農薬散布	液 剤	10a	3,000 円	薬代含まず。 動力噴霧機・動力散布機使用
	粉粒剤	10a	2,000 円	
稲刈取り	10a	19,000 円	コンバイン使用	
籾運搬	10a	3,000 円		
乾燥・籾摺調製	玄米 60Kg	1,900 円	基準水分 22%	
畦草刈	1 時間	1,200 円～ 1,500 円	ほ場整備や畦畔の状況により加減 (機械・燃料含む。)	
土壌改良材散布 肥料散布	10a	1,000 円～ 2,000 円	土壌改良材代・肥料代は含まず。	
麦	耕うん・播種・施肥	10a	8,000 円	
	刈取り・運搬	10a	14,500 円	
大豆	耕うん・播種・施肥	10a	6,000 円	
	刈取り・運搬	10a	12,000 円	



【問い合わせ】 農業委員会事務局 ☎ 43-2312 FAX 43-2313
農林振興課 ☎ 43-2301 FAX 43-2313

募集 中心市街地空き店舗等活用支援事業

中心市街地の活性化を図るため、区域内にある空き店舗などを活用して店舗などを開設する事業者などに補助金を交付します。

【対象者】 空き店舗などを活用して事業を行う個人・法人・市民活動団体など

【対象事業】

①空き店舗などを活用して行う小売業・飲食業・サービス業など

※倉庫・駐車場・風俗業・遊戯業・貸金業などは除く。

②空き店舗などを活用して行う公益活動事業

【募集期限】 4 月 15 日(金)

※補助内容や交付の条件など、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 商工労働観光課

☎ 43-2306 FAX 43-2311

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組 (ウィークリー伊賀市・文字放送) について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 秘書広報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

～ウィークリー伊賀市～

今月は「ウィークリー伊賀市 市民スタッフ募集」などをお送りします。

【問い合わせ】 障がい福祉課 ☎ 22-9657 FAX 22-9662

明日 に向かって

～差別をなくしていくために～

学びを受けて

－同和課－

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

毎年、津市にある三重県人権センターでは、約半年間にわたり「三重県人権大学講座」が開講され、県内から約 50 人の希望者が受講しています。市では、市民に人権啓発を行う人権リーダー養成のため、毎年そこに数人の職員を派遣し、受講しています。

今年度、受講生の一員として参加しました。部落差別・人種差別・障がい者差別・女性差別など、いろいろな人権課題について学ぶ中で、講師からその差別の歴史や不当性などを教わり、時には怒りで胸が痛み、涙が出てきそうになることもありました。また、受講して得た知識や教わった事実から、差別を受けている人の苦しみを知り、フィールドワーク (現地研修) では、差別とたたかう活動に真剣に取り組んでいる人の姿から、元気をもらえました。

受講生は、自治体職員・教員・企業関係者など職種も年齢層もさまざまでしたが、半年間、お互いに人権について話し合う中で、心のつながりができました。

ある講師の講義の中で、「差別に直面したら、『差別』をなくすのではなく、まちがいに気づき、それを『糺 (ただ) す』ように心がけている」と言われたことが印象的であり、共感できました。差別に限らず、人は誰にでも、「善の心」と「悪の心」が、いつも隣あわせにあり、「悪の心」が災いを起こします。この「悪の心」をいかに控えさせるかが、「差別をする手前でまちがいをなくす」、すなわち「差別を糺すことである」と思います。それをさせることができるのは、まぎれもなく自分自身であり、また周りの友人でもあります。

市では、人権についての地区懇談会や講演会、隣保館を中心とした講座などを行っています。それらに参加することで、差別に気づき、学び、考え、まちがいをなくしていく行動につながると思います。これからも、差別をしないように、自分の心と向き合い「差別を糺して」いこうと考えています。みなさんも、身近なところで開催される人権に関する行事などに、一緒に参加してみませんか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 22-9631 FAX 22-9649 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ